

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊旭川駐屯地
第 3 4 3 会計隊長 福島 将臣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4LX71BB01360		42L41A71258 0001						
品名 または 件名								
UAV（ANAFI）・制御装置及びドローン航行灯改修役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
陸上自衛隊旭川駐屯地				旭川駐屯地				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
旭川駐屯地				令和7年3月31日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がB、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊旭川駐屯地 第 3 4 3 会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年9月3日（火）10時00分 第 3 4 3 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- ウ 全省庁統一資格申請において、第 2 項「競争参加資格」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者。
- エ 防衛省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。）
- イ 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。）

(3) 無効の入札

- ア 第 2 項及び第 7 項第 1 号で示す競争に参加する者に必要な資格がない者の行った入札
- イ 入札金額、入札者氏名及び押印が判別しがたい入札
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 電報又は F A X による入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- カ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

(4) 適用する契約条項
駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」

(5) 落札決定方法

総額（税別）が当隊所定の予定価格の制限内の最低額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低額入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 契約書等の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書等を作成する。

(7) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写し）を提出すること。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は委任状を提出すること。

オ 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記の入札に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ、入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

カ 郵便による入札は認めるが、令和6年9月2日（月）17：00までに会計隊契約班へ必着とする。その際下記入札担当者に到着の有無を確認すること。

キ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。

ク 同等品で入札を行おうとする場合には、令和6年9月2日（月）までに「入札及び契約心得（別紙様式第4）」による「同等品判定依頼書」を提出して契約担当官等の承認を得ること。

ケ 落札者は内訳書を令和6年9月3日（火）17：00までに提出するものとする。

コ 品名、規格（仕様）、単位、数量、単価、金額の整合性を必ず確認すること。

サ 上記整合性について疑義が生じた場合は、必ず質問・問合せを実施すること。

シ 本入札は、新型コロナウイルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。

(8) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班 担当：佐久間

T E L：0166-51-6111（内線3348）

F A X：0166-51-6040

M a i l：343fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

※メール送信される場合は電話連絡を併せてお願いいたします。

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所：旭川商工会議所、旭川駐屯地第343会計隊、

北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>

イ 掲示期間：令和6年8月6日～令和6年9月3日

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		4LX71BB01360									
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
	品 名								使用期限等	引 渡 場 所	検査
	部品番号 または 規格									搬 入 場 所	
	使用器材名				仕様書番号					納 期	
1	42L41A71258	0001			ST	1.00				陸上自衛隊旭川駐屯地	
	UAV（ANAFI）・制御装置及びドローン航行灯改修役務								旭川駐屯地		
	仕様書のとおり								旭川駐屯地		
									令和7年3月31日		
				- 以 下 余 白 -							

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ （1）及び（2）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（1）又は（2）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
UAV（ANAFI）・制御装置及び ドローン航行灯改修役務		2 2	
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作 成	令和6年 7月 22日	
	変 更	年 月 日	
	作成部隊等名	第2師団司令部 第3部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、第2師団が保有するUAV (ANAFI) (以下、“UAV”という。) 改修役務に関する事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、GLT-CG-Z000001 (以下、“一般共仕”という。) 及びGLT-CG-Z500002 (以下、“外注共仕”という。) による

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、これらの文書の内容がこの仕様書の規定に矛盾又は抵触する場合は、この仕様書の規定を優先するものとする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について

[防装庁(事)第137号(令和4.3.31)]

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- この改修は、UAVで使用されている内容品一式が廃番のため、同型の後継機へ変更することにより、整備の容易性及び性能の向上を図るとともに、制御装置及びドローン航行灯を要求するものである。機能・性能等を同等品のものに改修するものである。
- 改修対象のUAVは2式、制御装置は2式、ドローン航行灯は2式とする。
- IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、外注共仕の 2.6a) に示す“営業所等”とする。

2.3 機能・性能等

- a) Parrot ANAFI USA と同等以上のもの。
b) 制御装置の機能・性能等は、表 1 によるものとする。

表 1—制御装置の機能・性能等

番号	項目 ^{a)}	内容
1	OS	iOS14.0 以降又は Android7.0 以上であり、最新のバージョンであること。
2	メモリ	64GB 以上
3	ディスプレイ	15 インチ以下
4	ネットワーク	ネットワークは使用しない
5	HDMI 出力	端末から優先による HDMI 出力が可能であること。
6	SIM カード	SIM カードなし
7	アプリダウンロード	a) Free Flight6 b) Free Flight6 USA c) Apower Mirror 画面ミラーリング d) Power Drive
注 ^{a)} 記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考としたものであり、当該製品を指定するものではない。		

- c) ドローン航行灯の機能・性能等は、表 2 によるものとする。

表 2—ドローン航行灯の機能・性能等

番号	項目 ^{a)}	内容
1	本体	ANAFI USA 本体に取り付け可能であること。
2	航行灯	LED (赤・緑・白) 3 色点灯・点滅可能であること。
3	充電機能	充電可能であること。
注 ^{a)} 記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考としたものであり、当該製品を指定するものではない。		

2.3 各機材の構成

- a) UAV の構成は、表 3 によるものとする。

表 3—UAV の構成

番号	品名 ^{a)}	数量 ^{a)}	規格
1	Parrot ANAFI USA	1 式	PF728211
1.1	本 体	1	—
1.2	スマートバッテリー	3	—
1.3	Skycontroller 4	1	—

表 3－UAVの構成（続き）

番号	品名 ^{a)}	数量 ^{a)}	規格
1.4	マルチポート高速USBチャージャー	1	—
1.5	予備プロペラセット	1	—
1.6	USB－A／USB－C ケーブル	4	—
1.7	USB－C／USB－C ケーブル	1	—
注 ^{a)} 数量は，1 式ごとを示す。			

- b) 制御装置の構成は，表 4 によるものとする。

表 4－制御装置の構成

番号	品名 ^{a)}	数量 ^{a)}	規格
2	制御装置	1 式	—
2.1	本体	1	—
2.2	充電ケーブル	1	—
2.3	保護フィルム	1	—
2.4	ケース	1	—
注 ^{a)} 数量は，1 式ごとを示す。			

- c) ドローン航行灯の構成は，表 5 によるものとする。

表 5－ドローン航行灯の構成

番号	品名 ^{a)}	数量 ^{a)}
3	FOX Fury ドローン航行灯	1 式
3.1	航行灯	3
3.2	充電ケーブル	3
3.3	装着部	1
注 ^{a)} 数量は，1 式ごとを示す。		

2.4 整備の種類

整備の種類は，外注共仕の 2.2d) に示す“改修”とする。

2.5 整備の作業方式

整備の作業方式は，外注共仕の 2.3a) に示す“標準（又は確定）作業方式”とする。

2.6 部品・副資材

部品・副資材は、外注共仕の 2.9 によるほか、契約の相手方が準備し、交換済みの部品については官側が処分する。

2.7 機能・性能

機能及び性能は、外注共仕の 2.12.2 による。

2.8 製品の表示

製品の表示は、行わない。

2.9 役務完了時期

令和 7 年 3 月 31 日（月）

2.10 納入場所

陸上自衛隊旭川駐屯地 第 2 師団司令部第 3 部研究班 事務室

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装及び包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行のときに知り得た保護すべき情報（“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 137 号令和 4 年 3 月 31 日）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第 2 項第 1 号に規定する情報）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理する。このとき、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 役務を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成などした情報が保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 5 項第 4 号の規定に基づく解除をしようとするとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査などを行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- e) 駐屯地の立ち入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行う。

- d) 契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらを部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。